

『歎異抄』構成論

細川行信

前十条と後八条とが対応関係にあるという。このことは、大正十年（一九二一）仙台求道会発行の『前後歎異鈔 講本』に、序文と第十章・第一章と第十一章・第二章と第十二章……第八章と第十八章・第九章と結文とを、それぞれ上下に対照して本文をあげ、以て正信と異義を並列されているが、これについて、講本の解題には

『歎異抄』一部が、どのように構成されているかは、その内容・性格をうかがう上に重要な問題と思われる。これについて、こんにち広く読まれている岩波文庫本（金子大栄校訂）と角川文庫本（梅原真隆訳註）には、その解題と解説において、全十八章（条）の本文が前後の二部にわかれ、前十条は親鸞の語録すなわち仰せをあげ、第十一条は「念佛には無義をもて義とす。不可称不可説不可思議のゆへにと、おほせさふらひき」を以て終わり、それにつづく「そもそも」より「上（聖）人のおほせにあらざる異義どもを、近來はおほくおほせられあふてさふらふよし、つたえうけたまはる。いはれなき条々の子細のこと」とある文は、第十二条以下

所謂「大切な証文」とは、大切な証拠となるべき文、即ち聖人直々の御話になりたる御言葉の意味で、本鈔前の九章を指すのであって、この書が「歎異鈔」と題せらるゝを見ても、本書の本領は後の九章にあるべし。畢竟後九章の異義を正すために、標準として前の九章を挙げたのである。

と示し、つづいて、第一～八章が、それぞれ第十一～十八章の標準となり、第九章は「聖人直話の総括にして、後九章の結文と相応し」していることと、さらに第十章は「異義の条々」を挙ぐる徵票にして、恰かも冠頭のはしがき（序文）と相応す」と示された。なお、こうした前後の照応は、前年（大正九年）出版された池山栄吉『意訳歎異抄』に近角常觀識の跋を載せ、その中で既に述べられている。而も、この近角説の見解が、右の両文庫本において留意されている。この事は、また『歎異抄』を貫く歎異精神の解明に尽くされた曾我量深著『歎異抄聽記』の中でも、とくに「歎異抄の構造」（第五講所収）として注目されている。しかし、『聽記』では「第一条と第十二条、第二条と第十三条、第三条と第十三条の前後照応は明瞭で、一点のうたがないものけれども、第四条と第十四条、第五条と第十五条、第六条と第十六条になると、多少、あまり明瞭でないところもある。しかし、第九条と第十九条との関係は、前後照応がきわめて明瞭である」と述べ、前後照応を有力な一説として認める（なお、「第九章の結文」を曾我先生は「第十九条」といわれる）と共に、次のとく述べられる（第一講のうち「二、歎異精神を基調として」）。

第一編は「故親鸞聖人御物語之趣所留耳底」を十

力条だけあげ、遠き聖人ご在生のいにしえをしのびまつた。これはだいたい、破邪顯正よりみれば顯正が主になっている。しかし、そのうらにはかならず破邪がある。それから、第二編はまさしく破邪が主である。第十一条より第十八条まで、異義八カ条をあげて、前十カ条の御物語をもとにして、八カ条の異義を批評している。そして第十九条はその異義のよってきたるところをあきらかにする。「右条々は、みなもて信心のことなるより、ことおこりさふらふか」といって、それから異義八カ条の根本をあきらかにして、そして歎異精神を強調しているのが第十九条であると思う。

以上、その一部分をそのまま引文した。すなわち、それは『歎異抄』が破邪顯正にもとづくもので、異義の八カ条は、前十カ条の御物語に照らして批判するものであり、第十九条が異義のよってきたるところを明らかにする「総括した結文」（『聽記』改訂版三六二頁）とされる。ところで、右のごとき明治以後の最も代表的な研究において、『歎異抄』の精神が、親鸞直弟の撰者を通して如何に脈々として流れているかを、私もまた、同じ念佛の中に身を置いて愚案するとき、近角説の前提が「大切ノ証文」を前九章（梅原・曾我「前十条」）の「故親鸞聖人御物語」とするのに対し、

ひるがえって前提そのものを考査し、「一室ノ行者ノナカニ信心コトナルコトナカラシタメニナクノフテヲソメテ」誌した、本抄一部の構成について試論を述べたい。

一

まず、一部を前後に二分し、その照応を主張された近角先生は、前後照応説に先立つて、明治四十二年（一九〇九）に『歎異鈔講義』を刊行し、特に「弥陀ノ誓願不思議」にはじまる第一章に注目し、本文十八章を前九章と後九章に分け、「前は絶対他力の仏の御はからひを仰がれたるもので、後は相対自力の行者はからひを歎かれたものである」（三五〇六頁）として、いわゆる冠頭和讃の勧信・誠疑より、弥陀の誓願を信ずるか否かに一部の眼目があるといわれる。そして、さらに『教行信証』とも照らして、次の通り記述する。

若し前九章を以て『教行信証』とするならば、九章以下は『化身土卷』に当るものと云はねばならぬ、何んとなれば前九章は誓願不思議を信じ義なきを義とする絶対の信仰を勧めたまひたのである。しかるに十章は其誓願不思議を疑ひて、如来のはからひにまかせしで、我はからひを挾める疑惑を諒めたまひたのである。

換言せば、前九章は如來の本願を正面より顯はし、後九章は反面より顯はされたのである。⁽¹⁾

以て、その所説がよく察せられよう。なお、この『教行信証』との関係において、後に曾我先生は『聽記』改訂版の序で「第一章が真実教を明らかにしたものであると思うようになりました。そうしてみると、第二章は真実行であり、第三章は真実信、第四章は真実証であると思います。それから第五章は還相廻向だと思います。ですから、はじめの五章で教・行・信・証から還相廻向まで明らかにされたものであると、こういうようにこのごろ考えるようになりました」と述べられているが、このことは、近角先生の考察を深化したものとして、とくに『歎異抄』の思想構造をうかがう上で注目される。

ところで、右のような『教行信証』との関係については、既に了祥が、第二条の「親鸞ニオキテハタ、念佛シテ弥陀ニタスケラレマヒラスヘントヨキヒトノオホセヲカフリテ信スルホカニ別ノ子細ナキナリ」を『聞記⁽²⁾』に「よきひとのおぼせ」は教、「念佛して」は行、「信する」は信、「たすけ」は証、是が「眞宗教証興片州」と、元祖より御伝への教行信証なり。此の裏に廻る自力を破するが『化身土卷』也。『御本書』も此の外に

ない事は、屢々弁ずるが如し（八一頁上）

と解説する。しかも、こうした『御本書』すなわち『教行信証』との関係に留意して論じたのは、最晩年における了祥の考察であり、十三年前の『耳浪』には未だ述べられていない。これに対して、『歎異抄』一部が冠頭二首和讃の勸信・誠疑に基づくとする見方は、既に深励が「此鈔一部ハ勸信誠疑ノ四字ヲ以テ大綱トス」⁽³⁾と講じている。それを承け、了祥は『耳浪』の中で「悲歎述懷」の和讃に留意して

吾祖ノ悲歎述懷トハ疑惑讃ノウタガフマジキ本願ヲウタガヒ、念仏シ乍ラ他力ノ本願ヲ知ラヌ其御ナゲキガ悲歎述懷也、コレヲ始ニ返シテミテモ「弥陀ノ名号トナヘツ、」ト念仏シナガラ「誓願不思議ヲウタガヒテ」
ト他力ヲ知ラヌコトガ冠頭ノ讃ニ拳テアル也、サレバ和讃ノ始ト終ヲ縊テミレバ、念仏シ乍ラ本願他力ヲウタガフ信心ノ抜ケタガ悲シサニ御作ナサレタ三帖和讃也、コレヲ推シヒロゲテミルニ広典六軸ト云モ始ノ五巻ハ真実ノ巻デ、約ムレバ念仏往生ト信ジテ真実報土ニマイリ、必至滅度ノ証ヲ開ケト云コト也、化身土巻ハ夫ヲ疑フ疑ヲハネ出タモノナリ、爾レバ広書六軸モ本願他力ヲウタガフ御悲歎ヨリノ御造述ナリ、サレバ

吾祖一代、本願他力ヲウタガフ疑ヲ御悲歎ナサル、御教化ニ帰スルナリ（其十二）
と、和讃と『教行信証』（「広典」・「広書」）より、『歎異抄』一部の眼目を明かさんとするもので、前掲の近角説に先立つて、より詳しく述べられてある点に注目される。このことは、また本文の前後照応についても、すでに『耳浪』に次の通り記載する。

前九章ノ始ガ誓願不思議章、後八章ノ初ガ差別不思議制、コレガ一ト組、誓願不思議ヲ信ジテ念仏スル念仏ガ誓願、誓願ガ念仏、真鑑ガ花瓶、花瓶が真鑑、誓願不思議ヲ信ジテ念仏スレバ誓願名号ノ不思議、争ニ及バヌ、ソレ誓願不思議章ヲフマエテ誓願名号ノ差別ヲ諍フ差別不思議章ガ起ルナリ、偖前九ノ第二ガ但信念仏章ナリ、後八章ノ第二ガ經論学解章、コレハ弁ヲ不待、但信念仏スルニ經論学解ノ入フ筈ガナイ、但信念仏ノ第三ガ惡人正機章、後八章ノ第三ガ本願ボコリヲ惡イト云ノ誤ノ章ナリ、コレモ不レ待レ弁、惡人正機トキコヘテ、カタハナル子ハ親ガイトゞ可愛ナリ、惡人ノ方ハ別ニ大悲ガ深イ也、善人ノ方ハ還テ傍ナリ、夫ヲ呑込テミレバ、カ、ル徒者モ本願ノ不思議デ助玉フ

ゾヨト惡ノ深サモ不畏、念佛シテ暮スヲ、イジクジ云
道理ハナイ、コレ惡人正機章ヲフマヘテ禁誇本願制ガ
起ル也、コレ前ノ三章、後ノ三章全ク一ト組ナリ、諸
第四章已下ハ、コレハ合章ゾケニハ合ヌ、乍爾コ、
ロハ前六章ヲフマヘテ後ノ五章ガ立テ居ル（其十）
すなわち、第一の誓願不思議章（『聞記』の弘願信心章）と
第十一の差別不思議章（誓名別信章）とが対応する一組、つ
ぎに第二の但信念仏章（唯信念仏章）と第十二の經論學解章
（學解念仏章）が一組、さらに第三の惡人正機章と第十三の
禁誇本願章が一組となる。しかし、それ以外の章について
は、ただ意趣の上から前六章（第四～九章）を踏まえて後の
五章（第十四～十八章）が立てられるという。なお、このよ
うな前後対応に関する了祥の見解は、そののち『聞記』に
も特別な進展をみなかつた。しかし、異義をめぐる精力的
な研究から、前後の照応について『聞記』には、次のごと
く述べられる。

又こゝに一つ照らし合して見て置かぬと氣のすまぬこ
とがある。夫は先づ初に祖訓を出し、其の祖訓をふま
へて、後に八個の異義を識める。其の異義の体は二つ。
一には念佛を嫌ふて誓願を信すると云ひ、二には念佛
に凝つて自力の善惡に目をかける。そこで十一・十二

は、其の念佛を嫌ふ邪義の誠めで、即ち祖訓の中、第
一・第二を踏んで、念佛申さんと思ひ立つ心の起る時、
攝取にあづかるといふ師説に違ふ。又、親鸞におきて
はたゞ念佛して弥陀に助けられると信ずるとある師説
に違ふと、おもに第一・第二を踏んで、十一・十二の
誠を立つ。さて十三・十四等は、これが第三章等を
踏んで誠を立つ。そこで十三章に本願ばかりと誠む
る。惡を畏れよといふ異義は、是れ第一に惡人の方往
生易しとある此の第三章の師説をもぢるで、惡を畏れ
ねばならぬといふ異義が立つといふ意。依て、此の惡
人往生は十三章へ照合しておかぬと心残りがする也
(二〇二頁上・下)

すなわち、了祥は晩年に至り「異義の体は二つ」として
示されているが、これは同じく『聞記』に「誓名別信と、
專修賢善で、異義の体はきまる」(二二二頁上)として、さら
に歎異篇の八章が「第一、第二章は誓名別信の誠め、第三、
第四章は專修賢善の誠め、後の四章は二執の中、まぜこぜ
に出したも」(二二二頁上)と記載する。今、これを図示し
てみよう。

専修賢善の誠（念佛に凝つて善惡を信ずる）

——第十三・十四・十六条

ところで、このような異義の二系列は、源空門下にはじまる異義資料を集め、歴史と教義の両面からの詳しい研究『異義集』にもとづくもので、まことに深い見解と申さればならない。これに対し、師訓篇と歎異篇の各条対応は、

第一・二・三条が第十一・十二・十三条と照応する確認は、

なされても、それにつづく各条については明らかにされていない。而して、こうした了祥における晩年の研究成果のなかで、『歎異抄』が「吾祖門下の異義を諒めたもので、吾祖の御意を十ヶ条出して、異義を破する証拠にしたもの也」（二九頁上）と、師訓篇が歎異篇の証拠となる旨を明かしている。おそらく、ここに近角説の依りどころがあつたと思われる。しかも、それは「異義を破する証拠」としての師訓篇こそ、そのまま「大切ノ証文」として、歎異篇各条との照應を考えられた。しかし、了祥は「大切ノ証文トモ少々ヌキイテマヒラセサフラウテ 目ヤスニシテ コノ書ニソエマヒラセサフラウナリ」の記載より、大切な聖教類を抄出し、目安にし、この書に添えたものとされていいる。そして、実は私にも、この「大切ノ証文」について考察した事がある。^⑤ その結果、諸説が行われても、了祥の

見方に従うべきである事を再確認することができた。したがって、この点よりみれば、近角説の前後照応は了祥説を発展の方向で進められたものの、「大切ノ証文」を了祥説とは異なった見方でとらえた事は、その事を論証しない限り、この点での近角説の勇足を認めなくてはならない。

二

ところで、『歎異篇』の注釈書として、最も早く出版されたものは、洛陽誓源寺の円智による『歎異抄私記』（三卷）で、その終わりに「嘗寛文第二^{壬寅}暦臘月下游釈円智誌焉」とあり、寛文二年（一六六二）の撰述である。この『私記』によれば、『歎異抄』の大意について

聖人御入滅已後、真宗門人ノ中ニ、学匠沙汰シテ師伝ニ乏類、別派ノ法門ヲ習テ、一家ノ安心ニ混乱シ或ハ証拠モナキ私義ヲ企テ、真宗ノ正義ト号シ、无智ノ男女ヲ誑惑スルタクヒ、都鄙ニ充塞セリ、コレニヨリテ親鸞聖人ノ御消息並ニツネニ教訓シタマフ法語ヲ集メテ、後學ノ龜鏡ニ備、カノ邪網ヲ破リ、真宗ノ正義ヲ顯ハサンカタメニ、コノ抄ラアツメテ、後代ニ留メラル、ナリ（上巻一丁右・左）

「常例ニ准シテ三分トナス」（上二右）と序・正宗・流通の三つに分ける。このうち、正宗分について「有^ニ十八箇条就^チ中初十箇条直^ニ聖人法語」後八箇条述^ニ減後異義」（上五右）と示す。而して、これは、そのまま元禄十四年（一七〇二）の『首書歎異鈔』（二巻）にも伝承される。このうち、三分の名目について、深励は

此三分ト云フコトハ弥天ノ道安法師仏教ヲ釈スルニ就テ初メテ序正流通ノ三分ヲ立ツ。ソレヨリ後ニ渡レル仏地論ニハ仏地經ヲ釈スルニコノ三分ヲ分テアリ。ソレユヘ仏經ヲ釈スルニハ必ズ序正流通ノ三分ヲワカツト云フコトハ永式ニナリタリ。コレニ準ジテ菩薩ノ論ニモ亦序正流通ノ三分ヲ分ツ。シカレバ經論ヲ釈スルニハ此三分ヲ用フベシ。仮名聖教ナンドニ三分ヲ分ツハ宜シカラズ。先輩ノイハル、ニモカヤウナル処ニ三分ヲ分ツハ所謂雞ヲ割クニ牛刀ヲ用フル風情ナリトイヘリ。

と批判し、自らは「今ハ序文正文結文ト三段ニ分ツ」と、序文・正文・結文の名を用いられた。そして、その正文に相当する十八章は『私記』や『首書』と同じく前後に二分するが、これを前掲の通り「勸信誠疑ノ四字ヲ以テ大綱トス」と明かし、とくに第一章を講ずるなかで、「初ノ十章

ハ正シク明師直説。後ノ八章ハ広ク破異頭正⁽⁷⁾とも、または「先師ノ口伝トノタマフモ初ノ十章ナリ。後ノ八章ハ吾祖ノ減後遠カラズシテ種種ノ異解ノアルヲ擧ゲテ祖師聖人ノ御言ヲ引テ一一ニ其ノ異義ヲ破シテ正義ヲ顯ハシタマヘリ」と示し、さらに次のごとく述べる。

先ヅ此ノ初ノ一章ハ、我祖一代御教化ノ勸信誠疑ノ相ヲ總ジテ述シ、後ノ九章ハ広ク我祖ノ御物語ヲ擧ゲテ初ノ一章ヲ重テ成立スル思召トミエタリ。（中略）シカレバ此ノ第一章は甚ダ肝要ナリ。此鈔一部ノ要領ハ第一章ニ頭ハレ終ルニヘニ別シテ大切ニ窺フベキ章ナリ。

すなわち、深励は一部を勸信誠疑で抑えると共に、第一章を總説としてとらえた。こうした講説は、三文一理の見解と共に注目すべきものではあるが、直接その講義を聞いた了詳の場合、更に生涯をかけての研究には、他の追従を許さないものがある。この事は、今日では『聞記』の公刊によつて周知されるが、しかし、それは、既に『耳浪』において、大意を弁ずるなかで「諸テ十八章、先大割ガ二段也、前九章ト後八章ト二ツニ分ル也、其中、前九章ハ吾祖ノ御言ヲ集メサセラレタモノ、後八章モ私ノ御言デハナケレドモ、八通リノ誤リ擧テ御戒ナサル、デ、文面ハ如信上人ノ御言ナリ、由テニニハ分ルレドモ、前九章ノ吾祖ノ仰

ヲフマヘテ後八章ニ御戒メサル、デ御コロハ一統ニナルナリ」(其十)とあり、さらに、第十章の「無義為義」については「コノ十八章真中ノ無義為義ガ真棒デ、其無義為義ハ即深信也、前九章モ無義為義ノ深信ナリ、後八章モノ無義為義ノ深信ニ違フアヤマリナリ」(其十)と述べているが、これは後の『聞記』にも「車の真棒、前九章もこゝへ落込み、後八章もこゝへ落込む」(二二二頁上)という記載と同じである。したがつて、こうした了祥みずから領解を「歎異抄」の題号にもとめてみよう。このうち、「歎」については『私記』以来の「歎トイフハ悲歎」(上一左)といふ説明を引きつぐが、しかし、内容的には師深励の理解をこえて、了祥は『耳浪』に「歎ヲ吾祖ノ悲歎ニ見込デ、吾身ノ上ニモ又コノ悲歎ヲ引カケテミネバ此抄解スル證ガナイ」(其十二)と述べ、こうした自己批判の立場から、次のごとく「異」について解説する。

異トハ全体コノ異ノ字ハ違トハ訛ガ違テ、違ハ瓜ト茄子ト体ガ違フトキノ違ナリ、今コノ異ハ瓜ノ中デ白瓜青瓜金過瓜、其類ノ分ルトキノ異ズヤ、由テ聖道・淨土ト瓜ト茄子ノ体違デハナイ、夫後序ノ文ニ念佛シナガラ信心コトナルタル同ジ念佛者ノ瓜仲間、一室同室ノ中デコトナル處ノ信心チガヒ、吾祖御相承ノ真実

ノ信心ニ違タ、親ニ似ヌ鬼子ノコト、夫ハドノ様ナモノデヤ即後八章ニ戒ル(其十二)

ちなみに、「異」の字義を諸橋轍次著『大漢和辞典』によると、異には①ことなる・ことなり②ことにする③ことなりとする等の意味があり、さらに①では④ちがふ・同じくない③でも④同じくない・別にする③では怪しむ・疑ふと説明する(卷七一一一八頁)。このことから、今の一「歎」も同じくない・疑うの意味に理解してよいであろう。これに対しても、「違」を同『辞典』によつて尋ねると、①たがふ・そむく・もとる②さる③うらむ④よこしま等と説明され①に「広雅、釈詁二」違、惜也②の④はなれる「説文」違、離也④の「注」違、邪也という典拠(卷十一一四四頁)から

違——違背——邪

異——異解——疑

という相違を認めることができよう。したがつて、先掲した瓜と茄子の譬えも「歎異」の真意を、平易に而も具体的に明示したものといわねばならない。実は、このような一字の解釈を通して、了祥が終始一貫、後序の「一室ノ行者ノナカニ信心コトナルコトナカラシ」ことを念じて、『歎異抄』の研鑽に尽くした、その主体的姿勢を偲ばずにはお

られない。

ところで、「一室ノ行者」については、かつて私なりに考察したことがある。すなわち、一室における念佛者自身の信疑批判において、今の「一室」をおさえる場合、それは東国の道場であると考えた。このことは、親鸞の消息によると、建長三年（一二五）の有念無念に始まる「一念多念のあらそひ」（『御消息集』六）により、さらには、善鸞事件による「日ごろの信のたぢろぎ」（『御消息集』一二）等、親鸞の晩年における東国教団、なかんずく常陸奥郡の人々の動搖は如何ばかりであったろうか。こうしたなかで、親鸞は『唯信抄』をはじめ『一念多念分別事』・『自力他力事』・『後世物語』などを書写して東国へ送っている。したがって、送られた同朋達にあつては、これ等の聖教を大切に伝持すると共に、おそらく源空の「廿五日の御念佛」（『御

消息集』一三）には道場において拝読されたものと思われる。このうち、とくに『唯信抄』は『歎異抄』に所載する唯一の聖教であり、『闇記』においては一項（「本鈔と唯信鈔の関係」）を設けて、深信釈義にもとづく関係を明かさんとした。このことは、「ヰナカノヒト、」（『唯信鈔文意』）・「一念多念文意」（『奥書』）といわれる東国同朋の現実生活に目を向ける時、かつて了祥が試みたごとく、『唯信抄』や『末燈鈔』・『御消息集』等の消息に注意を払わなくてはならない。このことは、『歎異抄』第十三条に「唯信抄」と「御消息」の名前が出されてある以上、『歎異抄』研究にとつて極めて大切な事で、既に了祥は『唯信抄』に依る七文をあげて、『歎異抄』との密接な関係を論証した。今は、こうした『歎異抄』の文と、その典拠とみられる『唯信抄』の文とを列挙し、両者を対照すれば次の通りである。

『歎異抄』

- (1) 「唯信抄ニモ 弥陀イカハカリノチカラマシマストシリテカ」等（第一三條）
- (2) 「弥陀ノ本願ニハ老少善惡ノヒトヲエラハレス
- (3) タ、信心ヲ要トストシルヘシ」等（第一條）
- (4) 「親鸞ニオキテハ タ、念佛シテ」等（第二條）
- 「善人ナオモテ往生ヲトク イハンヤ惡人ヲヤ

『唯信抄』

- 「仏イカハカリノチカラマシマストシリテカ 罪惡ノミナレハ スクワレカタシトオモフヘキ」
- 「信心ヲ要トス ソノホカオハカヘリミサルナリ」
- 『唯信抄』の「唯信」
- 「ヨノ人ツネニイハク 仏ノ願ヲ信セサルニハアラサ

シカルヲ 世ノヒトツネニイイハク」等(第三条)

レトモ ワカミノホトヲハカラフニ 罪鄣ノツモレル
コトハオホク 善心ノオコルコトハスクナシ」

「ヒメモスニアソヒタハフル、ハ 散乱増ノモノナリ

ヨモスカラネフルハ 睡眠増ノモノナリ コレミナ煩

惱ノ所為ナリ」

「踊躍歡喜ノコ、ロオロソカニサフラフコト……
煩惱ノ所為ナリ(第九条)

(5)

「誓願ノ不思議ニヨリテ ヤスクタモチ トナヘ
ヤスキ」(第一一条)

(6)

(7)

善惡の二業、過去の宿業によるということ(第一
三条の意)

「名号ハ ワツカニ三字ナレハ 舶特カトモカラナリ
トモ タモチャスク コレヲトナフルニ 行住座臥ヲ
エラハス」

「宿業ノ善惡ハ 今生ノアリサマニテアキラカニシリ
ヌヘシ」

以上のうち、(1)の「唯信抄」とその名を明記する引文は
もちろん、(2)の「信心ヲ要トス」・(4)の「世ノヒトツネニ
イハク」・(5)の「煩惱ノ所為ナリ」という、まったく同じ
表現は特に注意を惹く。このことからして、かつて唯円た
ち東国の人々には、この『唯信抄』を拝読し・聴聞して、
そのところを味わっていたに違いない。

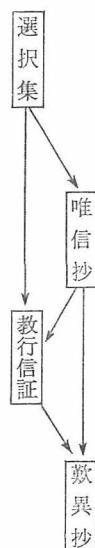
三

了祥は『聞記』において、「本鈔の大科」を述べるなか
で、かつて師事した深励の説を批判しながら、一部を「前
序、本文、後述」に分け、「後八条が体となる」と抑えた

上で、本文について「初十ヶ条が吾祖の御言(師訓)を出す、
後の八条が異義を諒むる」(一八頁下)としている。而も、
師訓十章を第一・二・三の三章と、第四～九の六章、そし
て第十章に三分し、特に初めの三章を「弘願正信」として
注目し、それを更に総の第一章と別の第二・三章に分け、
「初章は深信のすべくより、第二章は念佛を信ずるで法の
深信の章、第三章は悪人正機ぢやで、云ふまでもない機の
深信なり。依て初の三章、機法二種の深信とすはる」(二
〇頁上)といい、先師口伝の真信に異なる信心について、
「その信は機法二種にたがふから、いろいろの誤りが出る
と書き立てるが此鈔なり。依て自慢ではないが、茲に目が

付かねと、いかほど解してもやくに立たぬ」(二〇頁下)と述べ、つづいて、それが若し間違いなら、後述の文を見よという。すなわち、「カナシキカナヤ サヒハヒニ念佛シナカラ 直ニ報土ニムマレスシテ辺地ニヤトヲトランコト」とある、そこに着目すると、念佛を押し立てて信心の肝要なる旨を明示するが、これは初章に「タ、信心ヲ要トス」とある事からも首肯される。このような了祥の見解は、先にもあげた「信心ヲ要トス ソノホカオハカヘリミサルナリ」と、『唯信抄』の「大事の中の大事」(三四頁下)が内容・表現ともに伝承されていることは、特に注目しなければならない。

したがって、『歎異抄』が聖観の『唯信抄』と密接な関係にあつた事が、了祥の研究を踏まえて、ここに改めて確認することができよう。すなわち、それは両書本文の内容構成を考える上にも、『唯信抄』が(一)正義の顕彰と(二)異義の批判とに二分され、顕正の前半に対して後半に破邪が述べられている。このことは『歎異抄』の師訓と歎異の前後二篇とが、その基本において同致と申さねばならない。しかも、『唯信抄』のこころが至誠心・深心・廻向發願心の三心中、とくに深心すなわち二種深信を通して、信心に收められたことは、そのまま『歎異抄』に相承される。而し



て、また一方では、『唯信抄』が『選択集』の念佛義を顯彰したことから、さらに『歎異抄』の場合も『教行信証』との関係が注目され、既に了祥より近角・曾我両先生の所説に触れたが、今これらの相承関係を図示すれば、次のごとくになろう。

後の序に対して中序と名づけたい。

さらに、歎異篇の八条につづく、いわゆる後序の文であるが、これを曾我先生は第十九条といわれる。それは、

「右条々ハミナモテ信心ノコトナルヨリコトオコリサフラ

ウカ」より後の文で、かつて了祥は「後述」と称し、歎異八カ条を結ぶ文として結文と申されてきた。ところで、この部分を金子先生は述懐篇といわれている。しかし、そこには述懐のほかに、「故聖人ノ御モノカタリ」がある。その内容は、かつての吉水時代における信心一異の説論である。そして、その後に二つの「聖人ノオホセ」を記載する。

このうち、初めの述懐には「弥陀ノ五劫思惟ノ願ヲヨク／＼案スレハ」とあって、それは同じように「ヨク／＼案シミレハ」とある第九条と照応するもので、とくに曾我先生は「個人的自覚の歴史的展開」として注目された。こうした先学の教示によつて、私なりに後序の文を考察すると、そこには信心の同一をめぐる歴史的事実と、宗教的自覚を述べ、以て「故聖人」の真信を明かしたものと領解する。したがつて、それは、最後に「一室ノ行者ノナカニ信心コ

トナルコトナカラソタメニ」という事から師訓篇・歎異篇

を通じ、『教行信証』の後序と同様な意趣と窺うものである。なお、師訓・歎異各篇の構成を細説しなくてはならないが、今は割愛して擲筆する。

註

- ① 『歎異鈔講義』二一五頁。
- ② 『聞記』は続真宗大系第二十一卷に所収されたが、本論文では誤植を訂正した昭和四七年発行の法藏館本によつた。
- ③ 『講林記』卷上(真宗大系本三八六頁下)
- ④ 『聞記』の「大切の証文について」(一〇頁下)一頁下)
- ⑤ 『真宗成立史の研究』一四九～一六一頁参考。
- ⑥ 『講林記』上(大系本三九一頁上・下)
- ⑦ 『講林記』上(大系本三九五頁下)
- ⑧ 『講林記』上(大系本三九六頁上) なお、文中傍点の二字は私に改めた。
- ⑨ 『真宗成立史の研究』一五一～二頁参考。
- ⑩ 本文の二分については、『唯信抄講讀』(昭和五十三年度安居講本)の「一部の分科」に詳述した。
- ⑪ このことについては、『唯信抄講讀』の第四章に論述した。
- ⑫ 『聽記』一一八頁。